

コンゴの活動家と弁護士、告訴されず自由に！

6月下旬から、違法活動の疑いで軍情報機関に勾留されていた青年活動家、ジャン・マリエ・カロンジさんと、仲間の弁護士シルバ・ムビカイさんは7月17日、起訴されることなく釈放されました。

カロンジさんは、コンゴ民主共和国の青年たちの権利を守ることを目的とした青年運動団体「第四勢力」のコーディネーターとして活動してきました。同団体は、奨学金制度などで、経済的理由で大学に行けない若者の支援もしています。6月23日、キンシャサの軍キャンプの検問所で兵士の尋問を受けた上、拘束されました。ビザ申請中のため唯一の身分証であるパスポートを所持しておらず、所持品から「第四勢力」で活動していることがわかり、拘束されました。さらに、カロンジさんから助けを求められて検問所を訪れた弁護士のムビカイさんも、拘束されました。しかし、証拠不十分だとして告発されることなく、解放されました。この件に関する皆さんのご支援に感謝します。ありがとうございました！

ドミニカの中絶法の改正が一端ストップ

2017年7月11日、ドミニカの下院議会は、中絶を例外的に認める大統領勧告を拒否した下院司法委員会の判断に反対する決定を下しました。複数の例外を認めるか否か、中絶禁止法改正をめぐる議論は、一端棚上げになる形で、当面は現行法が定める全面的な中絶禁止が続きます。

ドミニカでは、1884年に成立した中絶禁止法で長年、中絶が全面的に禁止されてきましたが昨年、上院が、妊婦の生命が危うく、妊婦と胎児を守る手立てが尽きてしまった場合に限り、中絶を認める刑法改正案を採択しました。しかし、これをメディナ大統領は拒否した上で、厳格な例外は一つではなく、それを含む3つを例外とするよう勧告しました。妊婦の生命が脅かされる場合、出産しても胎児生存の可能性がない場合、そして、強かんや近親相かんによる妊娠の場合です。

5月、上院は大統領の勧告を否決し、下院司法委員会も大

統領の勧告に反対する意見書を議会に提出しましたが、下院は、司法委員会の意見を反対多数で否決し、3つの例外的中絶を認める大統領の改正案を支持しました。

両院が相対する決定をしたことで、今期は中絶をめぐる法改正は棚上げとなり、当面は、中絶を全面的に禁止する法律が存続します。しかし、議会の議論が明確に分かれたことで、大統領が勧告した3つの例外を認める改正案にも可能性を残しました。例外3つが改正案に盛り込まれて成立すれば、同国の女性の生命と健康の権利の保障に向け、大きく前進します。

軟禁下にあるベネズエラ野党党首らの釈放を！



反政権派に対する弾圧が強化される中、8月1日、首都カラカスで野党指導者2人が、政府の諜報機関職員に自宅から連行されました。

連行されたのは、野党「民衆の意思」の指導者レオポルド・ロペスさんと前カラカス市長のアントニオ・レデスマさん。2人とも不当な裁判により刑務所に収監されていましたが、健康上の理由から自宅軟禁に置かれていました。再拘留は、政権批判を徹底的に抑え込もうとするマドゥロ政権の強行姿勢のあらわれです。

アムネスティは、2人の安全が確保されること、家族や弁護士との接見交通権を認めること、公正な公判で適切な判断を下すことなどを求めています。今後も動向を注視していきますので、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。

ミャンマーでジャーナリスト3人が拘束される



Aye Nai and Pyae Phone Aung © Private

3人のジャーナリストが、紛争中のシャン州北部で活動していたところ、拘束されました。彼らは最長で3年の刑を受ける可能性があります。3人は、言論の自由を行使しただけで罪を問われている「良心の囚人」であり、アムネスティは、即時、無条件に釈放を求めています。

被告人は、イラワディ紙の記者ラウィウエンさん(39才)、ビルマ民主の声の記者エーナイさん(53才)とピェーポウンアウンさん(24才)です。国際麻薬乱用・不正取引防止デーの薬物焼却の儀式を取材するために、武装集団のタアン国民解放軍(TNLA)が支配する地域に入っていました。6月26日に軍の検問所で、非合法のタアン国民解放軍に接触したことが不法結社禁止法に触れるとして、その場で拘束され、後に起訴されました。他にも4人が逮捕されています。その4人については、アムネスティは身元を把握していませんが、地元メディアによるとその内の1人は起訴を取り下げられ、釈放されたようです。

彼らは、現在シポー刑務所に勾留されています。ラウィウエンさんは心臓の持病を抱え、エーナイさんも健康不安を抱えています。今後の裁判で、無実が証明されることが期待されます。

ポーランド 司法の危機を一時回避

ポーランドのアンジェイ・ドゥダ大統領は7月24日、議論が沸騰する2つの改正法案を拒否しました。法案が成立すると、政権与党「法と正義」は、司法を管理下に置く権限をさらに拡大することになっていました。

この改正法案は、現政権が司法機関への影響力の強化を狙ったもので、7月18日に下院で、22日には上院で可決され、大統領の署名で成立することになっていました。しかし、大統領が法案の署名を拒否したことで成立は見送られました。もし法案が成立していれば、同国の司法は独立性を失い、市民は公正な裁判を受ける権利を失う可能性があります。

この事態を回避できた背景には、拡大する市民の力がありました。改正案が公表されて以来、数万人もの市民が街に繰り出し、自由の擁護を訴えてきました。誰も予想しなかった大統領の決断は、抗議行動で示した人びとの努力の結果です。

マダガスカルで活動家に執行猶予付き判決

マダガスカルで環境保護活動に取り組むクロヴィス・ラザフィマララさんは7月24日、公共の器物損壊と放火の罪で執行猶予5年、罰金100,000アリアリ(約4,000円)の判決を受け、釈放されました。

釈放そのものは歓迎できますが、ねつ造された証拠にもとづく有罪判決は、到底、受け入れられるものではありません。活動を再開すれば、再び投獄されかねず、今後も私たちの支援が欠かせません。アムネスティは、今年のライティングマラソンでもラザフィマララさんを取り上げる予定で、マダガスカルの他の人権活動家のためにも、引き続き活動を続けていきます。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本